

Do you 「農」?

P.5 に関連記事

京丹波町農業委員会だより

Kya

令和7年3月発行

たんば Vol.31

発行/京丹波町農業委員会

編集/京丹波町農業委員会広報部会

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1 TEL 0771(82)3822 FAX 0771(82)2700

京丹波町農業委員会からの

ここで皆さんに...



寒い日が続きます。雪景色は綺麗ですが、そろそろ春にならんかな...

おしらせ...



農業委員会事務局
山田和志



令和6年12月19日(木)、京丹波町農業従事者の声や農業政策への要望を盛り込んだ意見書を、畠中源一町長に提出しました。この意見書は農業委員会の農政部会が中心となり取りまとめを行っているもので、提出には山田会長・職務代理・農政部会長および副会長が同席しました。

「意見書を提出」しました。



京丹波町役場 応接室にて

事務局の2人が**最近の出来事**を振り返りました



お互いに実りの多い研修です



今年も全国各地から、京丹波町農業委員会へ視察研修に来られました。京丹波町農業委員会は、先進的な委員会活動や地域計画への取り組みを実践し、広報誌を通じた積極的な情報発信にも力を入れています。研修会を通じて情報交換をすることにより、足りない部分に気付くことが出来ますし、新しいアイデアも生まれます。

視察研修に来られた農業委員会

6月 神奈川県大井町

11月 島根県奥出雲町

12月 愛知県大府市

2月 熊本県山江村 など

「全国各地から視察研修」

に来られました。

農業委員会事務局
永武幸子



編集**耕**記 (へんしゃーごーき)



広報部会長 宇野栄晃

今は夜中の二時。学校の勉強を夜中までやった記憶はないが、広報誌の原稿は書き出したら止まらない。気力も体力も落ちてきた中年が、こんなにも編集に注力できる理由はただ一つ、広報誌の感想で「良かった、面白かった」「また読みたい」とコメントを頂くからである。仕事でも何でも、ほめられると気分が良いし、やる気も出る。子供でも大人でも、同様である。でも「慢心」には注意が必要である。頂いたコメントに陶醉し、向上心を忘れた広報部会長がくれぐれも「慢心」しないよう、厳しい感想を、右記グーグルフォームからお寄せください(笑)。よろしくお願いします。

ぜひ...

広報誌の感想をお聞かせください。



Googleフォームへ



京丹波町現地推進役
塩貝文明の

つぶやき



今年は何年にもない「冬らしい冬」となっております。皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて私ごとですが、平成三十年から京都府農業会議の現地推進役として、地域の方々や京丹波町委員会の皆様と共に、農業・農地諸問題に取り組みまいりましたが、昨年十月末をもって、小職を一身上の都合により退きました。七年間の長きにわたり、京丹波町の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。これまで地域の方々に進めてまいりました話し合い活動や、定期的に開催される農業委員会総会、地区連絡会議の出席などにつきましてご迷惑をおかけすることになり、大変申し訳なく思っております。今後は少し距離を置きながらも、引き続き地域農業の発展に貢献したいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

さて、これまで情報提供してまいりました「地域計画」についてですが、策定期限が令和七年三月に迫っています。この計画は京丹波町の旧村を基本単位とした十の地域の農地利用計画であり、地域農業の将来像を描き、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するためのものです。

令和七年度以降、この計画を実現するために新たに設けられる「協議の場」では、地域計画の目標地図に基づく合意が求められます。この「協議の場」を有効に活用し、新たな提案や多くの意見を基に地域農業がさらに発展することを心から願っております。

末筆ではありますが、これまでのご協力に心より感謝申し上げます。そして、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

農業大好き!!

広報部員

「土の話」中級編

淳ちゃんの自由研究

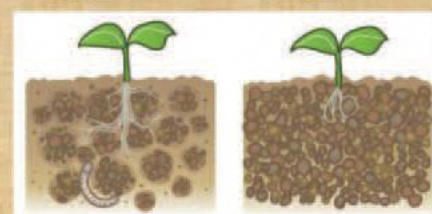
皆さんこんにちは。広報部副部会長の清水淳之助です。今回は初級編として、「土」とは何なのかについて勉強しました。今回は中級編として、土の「団粒構造」と「単粒構造」について学びましょう。ゆっくりしていきや。

土は「液相・気相・個相」の3つのバランスで成り立っている。「団粒構造」の土はその3つがバランス良く含まれてるんや。

団粒構造は
どうすれば出来る?
生き物がいっぱい
の土にする。

腐植(有機物)を投入する。

○ 団粒構造
× 単粒構造



細かい土の粒子がくっついて、かたまり(団粒)を作っている。

細かい土の粒子はそのまま、隙間なくギッシリ詰まっている。

通気性・排水性・保水性が良い。根張りが良い。土がふかふかで軽い。

通気性・排水性・保水性が悪い。土がカチカチで重い。

ポイント...



土づくりは長年の積み重ねが大切。急に堆肥を入れても団粒構造は出来ない。分解しにくい有機物(落ち葉、稲わら、もみ殻等)を、時間をかけてゆっくり分解させるのがコツ。



次号予告 新コーナー

やるで
Do you「農」?

スタートします

京丹波町の「農」に関するホットな話題や人物にスポットを当て、トコトン深掘りするコーナーです。見開き2ページを使った大胆編集でお届けします。

広報部員 村上影次の現場レポート

カゲツウは見た!!

舞鶴市農業委員会で
「お勉強」の巻

広報部員
村上影次



ココへ
行って来た!!



令和7年1月29日(水)、舞鶴市役所内にある舞鶴市農業委員会にお邪魔しました。風光明媚な赤レンガパーク内にあるんです。海も近くて立地が最高!!

舞鶴市農業委員会さんが、人工衛星から取得した画像を人工知能(AI)によって解析し、農地データとして活用する画期的なシステムを導入したとの情報を入手しました。早速研修に行ってきたので、その様子をレポートします。



京丹波町農業委員会からは、農業委員・推進委員あわせて21名が参加しました。全く新しい技術に興味津々です。



担当職員さんから説明を受けます。新しい技術に試行錯誤された様子と、業務に対する熱意が伝わってきます。

研修を終えて

京丹波町農業委員会
職務代理 川邊隆夫



委員活動での新しい取り組みや最新のIT技術の導入には消極的になりがちですが、舞鶴市農業委員会さんは事務局と農業委員・推進委員が一体となって、全く新しい取り組みに果敢にチャレンジされています。事務局だけが意気込んで鼻息荒くてもうまくいきません。事務局と農業委員・推進委員は「車の両輪」であるというのを再認識しました。



帰りに「舞鶴ふるるファーム」で昼食をとり、園内を散策しました。良い天気でもお腹も満たされ、舞鶴を後にしました。

京丹波 農業新聞

春はもうすぐ号

ジャンルを問わず
様々な話題をお届け



技術的な問題や導入コストについて、私も疑問に思ったことを質問しました。



誰?

いにしえの
トラクター
ヒノモト製

みんなで食事中!!

舞鶴ふるるファームにて

連載第8回

農業委員が

京丹波町農業委員
守野栄見

農家の
永遠の

疑問に

答えを出します。

農家の永遠の疑問

草刈り機の刃は230mmか255mmか？

考察その1 重さについて

直径230mmと255mmの刃を比較すると、直径は1.1倍ですが面積は1.23倍になります。つまり同銘柄の製品で比較すると、255mmの方が1.23倍重いということです。

ということなので、実際に計ってみた



確かにちょうど2割増しや

Point

草刈り機の先端に1.23倍の重さがかかることになる。

考察その3

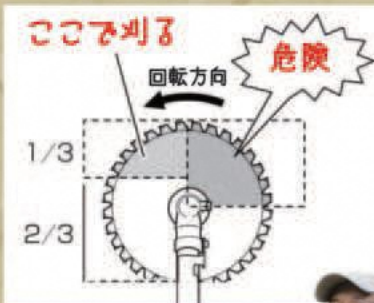
エンジンへの負荷について

直径が小さい230mmの方が作業中のエンジン負荷が少なく、回転落ちが少ないです。ということは、アクセル開度も少なくなり、燃費も向上するということです。

Point

エンジンに負荷をかけない使い方が、人間にとってもラク!!

考察その2 作業範囲について



クボタ HP より

草刈り作業は、使用する刃の全周を使って行うわけではありません。上から見て左前の直径1/3の部分のみを使って刈っていきます。

Point

たった8mmの違いや

直径の1/3は
230mm→77mm
255mm→85mm

以上より総合的に判断すると…

答えは…

230mm

参考：私も230mmしか使っていません。

分かりやすく

京丹波町農業委員会
山田進 会長に聞く!!

大好評連載中!!

教えて!!

農地法 Part 6

何でも聞いてや



京丹波町農業委員会
会長 山田進

? 相続登記が義務化されたって本当?

質問…

令和6年4月から、相続登記が義務化されたと聞きました。どういう内容なのか教えてください。またそれは、農地も対象でしょうか。

回答…

令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が令和6年4月から義務化されました。もちろん農地も対象です。相続人は、不動産を取得したことを知った日から3年以内に法務局に申請する必要がある、正当な理由なく登記をしない場合は、10万円以下の過料が科される場合もあります。

具体的な手続き方法等については、各法務局までお問い合わせください。また相続登記についての解説が法務省のHPにあるので、参考にして下さい。

法務省 HP



Point!!

遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、分割から3年以内に登記をする必要がある。また令和6年4月1日以前に相続した不動産も、義務化の対象になるから注意が必要や。